みんなで考えるこれからのまちづくり

下川町で あり続けるために

【地域自律プラン】



地域自律プラン策定にあたって

下川町 100 年余の歴史の中、誰 1 人として考えなかった市町村合併問題という難問について、町民及び議会の意見を尊重し、総合的に判断した結果、現合併特例法内での合併はせず、単独の町としてまちづくりを進める決意をいたしました。

そこで、今後のまちづくりのあるべき姿を明確にするために「地域自律プラン」を策定するものであります。

この地域自律プランの策定にあたっては、まちづくり講演会の開催や町民の皆様、まちづくり町民会議、各関係団体等から多くのご提言、ご提案をいただきながら、職員の検討委員会を組織しまとめてまいりました。

厳しい状況下にあっても、下川町の恵まれた自然と地域資源を活かし「小さくてもキラリと輝くまち」として地域が自律して行けるよう全力を傾注してまいります。

平成16年5月

下川町長 安斎 保

基本方針

下川町のまちづくりに関する計画は、第 4 期下川町総合計画「しもかわ夢プラン 21」として 10 年間(平成 13 年度から平成 22 年度)の基本構想が定められております。

その後期基本計画が平成 18 年度から平成 22 年度までと位置づけられており、 平成 16 年度に基本計画の見直し作業をはじめます。

「地域自律プラン」については、後期基本計画と整合性を持たせながら合併を選択せず単独のまちづくりを目指す下川町として現在を見据え、将来どのように地域が自律していくか未来像についての指針と気概を示すものです。

下川町という地域が自律していくために大きな力を生み出しながら、この「地域自律プラン」を着実に実践していくため、今後、町民みんなで話し合い、理解を示し合いながら取り進めてまいります。

1.協働によるまちづくり

今まで行政により主導されていたものを、今後は個人・団体・企業が担うもの、地域が担うもの、行政が担うものの役割、責任及び負担を明確にし、協働による社会を構築するため自治基本条例を制定します。

町民と町職員がともに学び、話し合い、理解し合い、多くの人で支え合い、 安心して暮らせる地域社会を創りだします。

2.産業の振興

地域産業の振興については、環境に配慮した持続可能な森林経営を発展させ、 地域の優位性である森林を核としながら基幹産業である農業、林業、商工・観 光業をとおして統一したイメージをブランド化させる戦略を持ち、競争力を向 上させます。

そのため、産業クラスターによる産業連携と小さな起業の積み重ね等内発的な発展力により、雇用の創出を図りながら自然と社会と産業が調和する良質な生活を目指します。

3.財政の健全化

地方交付税の見直しをはじめとする三位一体改革など歳入の先行きが不透明な状態ですが、財政計画については、総合計画との整合性から平成 22 年度までを実施計画と位置づけ健全財政に必要な減額を図ることとし、平成 23 年度から 32 年度までを展望計画としました。

行財政改革では、役場機構、職員数、公共施設の管理運営方法、事務事業など徹底した見直しを図ります。

協働によるまちづくり

町民と行政との協働で築く元気のある町

町民

自助努力

- ・ 自分でできることは自分で
- ・ 団体でできることは団体で
- ・ 企業でできることは企業で

生きがいのある暮らしをつくる

地 域

個人でできない活動を担う

地域の課題は地域で解決する

新たな地域づくりを目指す

・地域自治活動の推進

自治基本条例

行 政

地域社会のビジョンや基本計画をつ くる

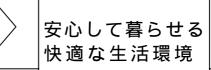
地域で解決出来ない課題に対処する

地域活動を支援する

【町民と行政との協働】

地域の自治活動の推進

自律を図るため 役割・責任・負担 の 明 確 化



自分でできることは自分で、地域でできることは地域で

・ 町の景観や自然環境を守る

花づくり・花壇、公園の管理、缶・タバコ・犬の糞等の監視と処理、ごみを出さない暮らしと分別・リサイクル、簡易な道路の修繕・草刈等

生きがいのある暮らしをつくる

・ 各種団体等の参加

健康で生きがいのある暮らしをつくるため、地域の交流活動・各種団体等への参加助長

新たな地域づくりを目指す

・ 地域で支え合う地域ネットワークづくり

防災・防犯・交通安全・福祉・生涯学習の推進、高齢者の介護・安否確認、痴呆予防・健康づくり、子どもが気楽に相談・SOSを発信できるシステムづくり、高齢者周辺の除雪等ボランティア

行 政

支 援

地域担当職員が地域自治活動のサポート、時差出勤によるサービスの向上

- ・ 地域担当職員及び地域内に居住する町職員が、地域活動の相談や情報提供を行う など積極的に地域の運営に関わります。
- ・ 時差出勤により開庁時間を延長するとともに、ボランティアやまちづくり活動に 取り組む町民が、気軽に相談や情報交換できる場を設け、自治活動を支援します。

公共施設の管理運営の見直し

・ 地域等で公共施設を管理できる制度を創ります。

ニーズにあった事業の展開及びサービスと住民負担の見直し

・ 町民ニーズの把握と利用者負担の原則に基づき、使用料等の見直しや減免規定の 廃止を行います。(参照:資料編P1~P10)

地域担当職員

地域担当職員や地域に居住する町職員が地域自治活動の相談や情報提供を行います。

地域が行う活動の相談 地域運営上の助言 地域内の現状把握及び調査

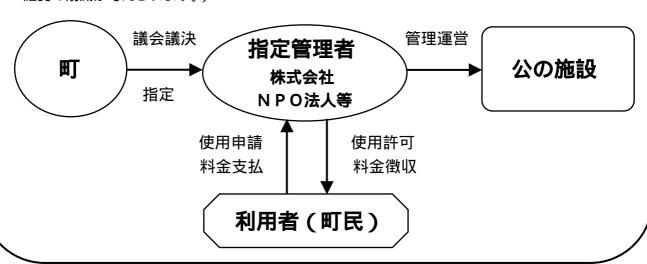


地域と町の連絡調整 町政推進上の必要な事項の啓蒙 地域自律のお手伝い

公共施設の管理運営の見直し

指定管理者制度により管理体制の見直しを行います。

指定管理者制度とは…最終的な管理権限を町に残したまま、指定した団体に施設の管理運営を 代行させる。(メリットは、施設の使用許可、使用料金徴収が可能となり、質の高いサービスと 経費の削減が考えられます。)



使用料等の見直し

利用者負担の原則に基づき、使用料等の見直しや減免規定の廃止を行います。

社会教育施設・公の施設

たとえば・・・公民館、町民会館、総合福祉センター、バスターミナル合同センター、 農村環境改善センター、スポーツセンター、パークゴルフ場など

(参照:資料編P9~P10)

利用しやすい使用料とし、基本的に減免規定を廃止します。

産業の振興

基幹産業の現状と課題

共通課題

- ・働く場所が少ない
- ・地域ブランドの未形成
- ・後継者の不足
- ・顧客ターゲットが不明確
- ・販売、情報発信が非効率、(各産業間の連携・行政との連携不足)

農業

- ・良質粗飼料の確保、労働力の軽減、低コスト生産
- ・連作障害による収量の減
- ・農業担い手受け入れ支援体制の未整備
- ・農地の流動化と効率的な土地利用

森林・林業

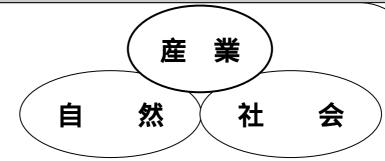
- ・販売力が弱い
- ・民有林の林地流動化が進まない 不在地主の処遇
- ・資源の地域内循環のシステムがない
- ・人材の育成が不足

商工・観光

- ・販売力の弱さ、購買力の流失
- ・経営環境の悪化
- ・公共事業の減少
- ・観光における受け入れ態勢の未整備
- ・観光資源の未整理
- ・PR の不足、広域での取り組み不足

自然・社会・産業が調和した美しく豊かに続いてゆく持続可能な社会へ しもかわプランドの確立

(しもかわ森林ミュージアム) _(参照:資料編P11)



効果

~ 脱大量生産・脱大量消費・脱大量破壊~

- 1 地域ブランドの形成、商品付加価値の向上、観光地・保養地としての 魅力向上
- 2 宣伝、販売戦略の明確化、競争力の向上
- 3 後継者の確保
- 4 販売・情報発信の一元化により販売促進、観光客の増加など相乗効果

~知力を生かし行動と実践を~

改善方法

- 1 安全・安心・顔の見える産地形成と差別化
- 2 ブランドイメージに基づく産業連携、創造による魅力の創出
- 3 後継者対策の体制強化
- 4 顧客ターゲットの明確化
- 5 販売・情報発信窓口の一本化
- 6 農・林・商工観光のセクションの連携

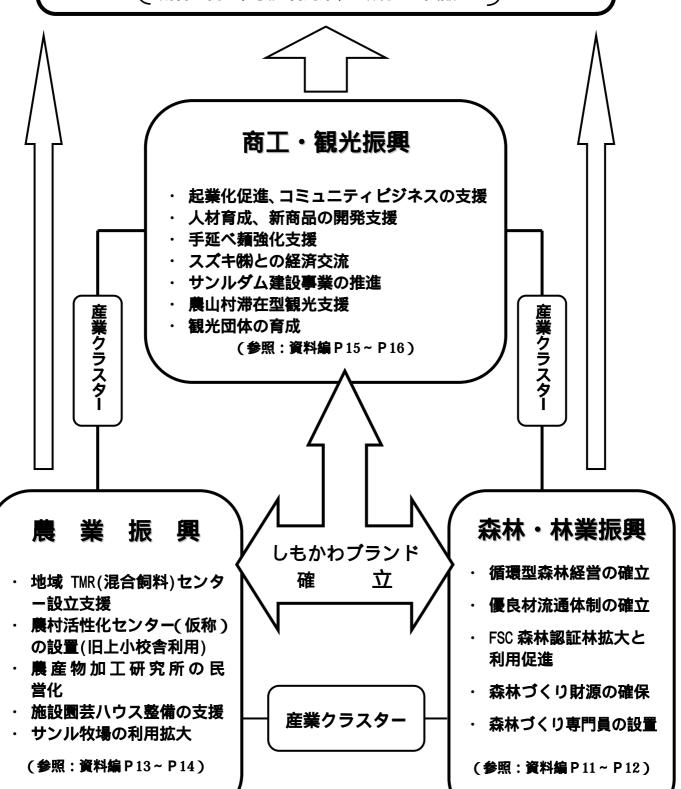
~ 危機感だけでは対応できない~

現状と課題

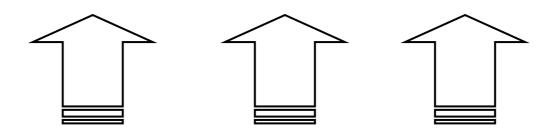
- 地域ブランドの未形成、購買力の町外流出
- 2 後継者の不足
- 3 顧客ターゲットが不明確
- 4 販売・情報発信が非効率
- 5 行政機構が縦割り

雇用の創出

経営基盤の強化、経営の革新、新産業の創造、 所得の向上、後継者対策、環境への貢献



財政の健全化



1 財政計画

- · 歳入歳出収支推計
- ・ 財政計画の考え方

2 行財政改革の推進

- (1)役場機構の見直し
- (2)役場職員数の見直し
- (3)「係制」を廃止してグループ制導入
- (4)職員の人件費
- (5)福祉・医療施設の管理運営
- (6)事務事業の見直し
 - (ア)公共施設の管理運営方法の見直し
 - (イ) 広域連合・広域連携への取組み
 - (ウ)事務改善と経費削減
 - (エ)各種審議会・委員会等の見直し
 - (オ)補助金の見直し
- (7)職員の意識改革

1 下川町地域自律プラン財政計画

4,200

積立金

歳			入																<u>i</u>)	単位 千円)
				16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
町			税	286,540	281,926	265,900	257,413	249,787	236,959	230,635	249,921	237,420	230,639	224,372	218,514	212,935	207,701	202,642	197,986	193,463
譲 -	与 税	・交付	寸金	232,180	230,074	228,451	226,829	225,206	223,583	221,960	220,284	218,607	216,931	215,254	213,578	211,861	210,144	208,427	206,710	204,993
地	方:	交 付	税	2,400,000	2,310,093	2,191,110	2,140,043	2,070,871	1,993,275	1,906,674	1,868,541	1,831,170	1,794,546	1,758,656	1,723,483	1,689,013	1,655,233	1,622,128	1,589,685	1,557,892
(うち	5臨時	讨政対 簿	策債)	(270,000)	(260,818)	(248,786)														
その	の他·	一般見	才 源	154,200	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
国	・道	支出	金	663,910	757,634	679,676	533,112	528,544	523,182	517,675	516,479	513,477	510,851	508,297	505,810	503,377	501,004	498,681	496,420	494,205
地	•	方	債	249,500	801,328	439,370	368,282	357,401	344,630	331,511	328,663	321,511	315,256	309,174	303,248	297,453	291,802	286,269	280,883	275,606
その	D他特	定財	源等	653,670	443,110	443,110	443,110	443,110	443,110	443,110	443,110	443,110	568,110	568,110	568,110	568,110	568,110	568,110	568,110	568,110
歳	入	合	計	4,640,000	4,854,166	4,277,617	3,998,789	3,904,918	3,794,740	3,681,566	3,656,998	3,595,295	3,666,333	3,613,864	3,562,742	3,512,748	3,463,994	3,416,257	3,369,795	3,324,269
			•																	
歳			出																	
				16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人	•	件	費	1,004,430	972,476	969,976	961,379	952,782	902,243	876,393	868,335	860,712	847,608	846,557	792,978	773,700	767,110	737,304	722,117	678,175
物	•	件	費	524,020	502,183	480,347	458,510	436,673	414,837	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000
維	持	補修	費	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450	73,450
扶		助	費	179,590	176,492	173,393	170,295	167,197	164,098	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000	161,000
補	助	費	等	544,480	472,317	464,253	456,190	448,127	440,063	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000	432,000
公	1	責	費	801,880	788,110	814,424	793,876	760,388	778,894	734,332	671,503	629,061	630,815	586,389	568,887	538,933	503,427	459,626	405,356	386,316
積		立	金	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資	資 及 [*]	び出す	資 金	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070	137,070
繰		—— 出	金	408,910	395,258	381,607	367,955	354,303	340,652	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000	327,000
投	資	 的 経	費	961,420	1,394,023	896,865	663,571	643,966	620,954	597,317	592,186	579,299	658,029	647,071	636,394	625,952	615,769	605,799	596,095	586,587
歳	出	合	計	4,635,800	4,911,380	4,391,386	4,082,296	3,973,956	3,872,261	3,731,563	3,655,544	3,592,592	3,659,972	3,603,536	3,521,779	3,462,105	3,409,826	3,326,250	3,247,088	3,174,598
				· · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · ·	, ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u> </u>	· ·	· ·	· ·		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	推計	 - - -		4,176	4,082	4,010	3,937	3,865	3,792	3,720	3,645	3,570	3,496	3,421	3,346	3,269	3,193	3,116	3,040	2,963
		' 出差引	額	4,200	-57,214	-113,769	-83,507	-69,038	-77,521	-49,997	1,454	,		10,328	40,963	50,643			122,707	149,671
73%		収支	HA	.,200	-57,214	-170,983	-254,490	-323,528	-401,049	-451,046		,	·	-430,202	-389,239	-338,596	•	,	-71,714	77,957
	215.12	· // X			01,217	. , 0,000	20 1,400	020,020	13 1,040	101,040	1 . 10,002	1 10,000	. 10,020	.00,202	000,200			,-21	1 ,,,,,,	11,501
	紀	 入金		ام	57 O4 A	113,769	92 507	60 039	77 504	40.007			0		ام	0	0			
	7千.	/ \ 亚		0	57,214	113,709	83,507	69,038	77,521	49,997	0			0	0		0	0	0	<u> </u>

1,454

0

6,361

10,328

40,963

50,643

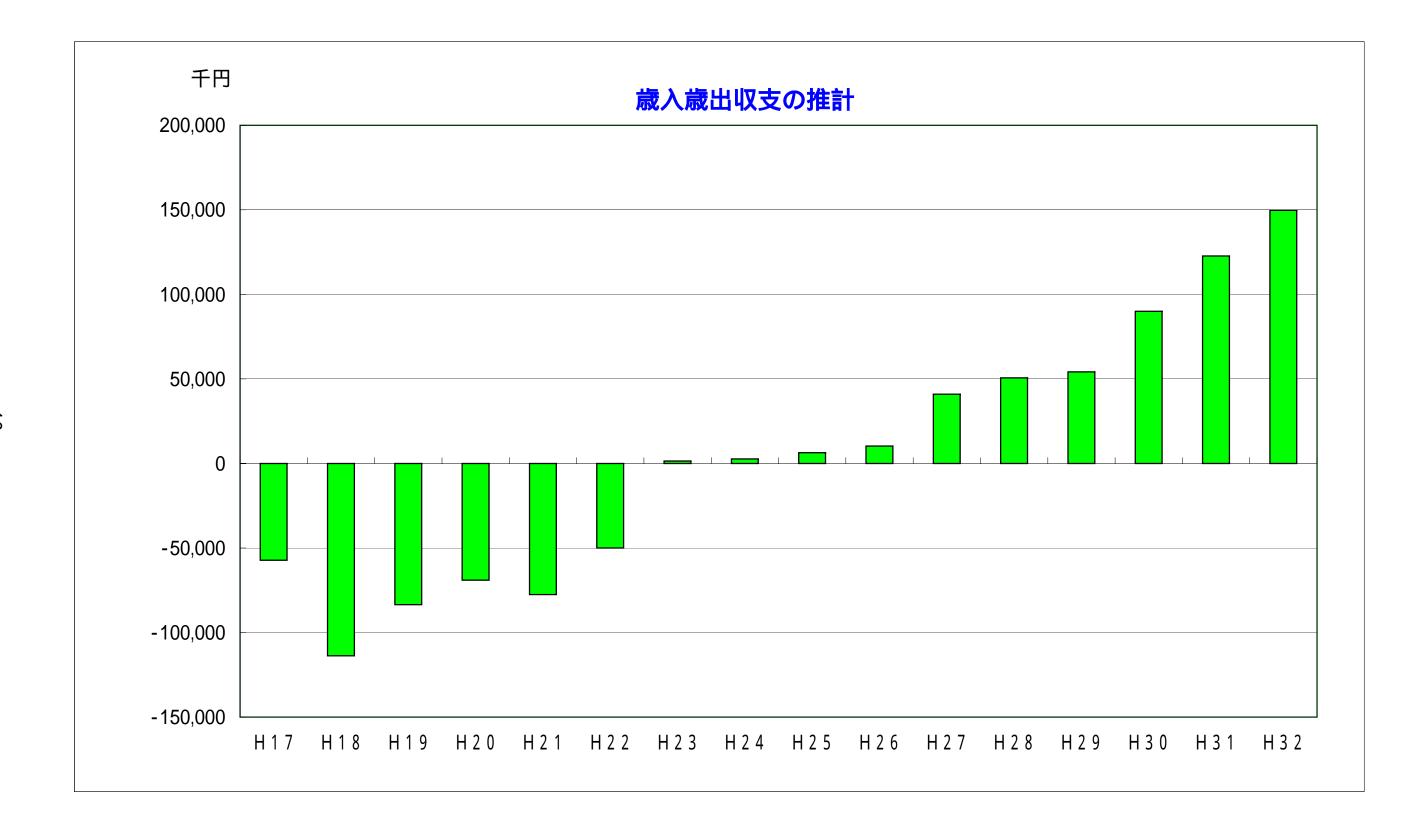
54,168

90,007

149,671

2,702

ဖ



財政計画の考え方

【歳 入】

【成 八】							
歳入和	斗 目	推計方法					
町税		 個人町民税は、人口推移により推計した。 法人町民税は現行税率 12.3%を適用した。 固定資産税は下記により推計した。 土地 年間課税標準額 0.17%減、評価替時 1.75%減。 家屋 課税標準額年間 3,000 万円増、1,000 万円滅失。 償却資産 構築物、機械ほかそれぞれに耐用年数、残存率を設定。 軽自動車税、町たばこ税は人口推移により推計した。 平成 23 年度からダム国有資産交付金を含めた。 地方道路譲与税、自動車重量譲与税、所得譲与税は現状同額で推移するものとした。 					
譲与税・交付金		 利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金は、人口推移により推計した。 配当割交付金、株式等譲渡割交付金は現状同額で推移するものとした。 					
	通交付税	 ・ 平成 22 年度までは現行で予測できる要因を加味した推計とし、平成 23 年度以降は毎年 2%の減少とした。 ・ 基準財政収入額については人口推移により推計した。 ・ 基準財政需要額は下記により推計した。 経常経費 過去の推移に今後の減少要因(合併特例債の交付税補てんによる影響等)を加え、減少率を 3%とした。また、平成 18 年度、国勢調査人口数の減少による影響額 2,400 万円を減額した。 投資的経費 大幅な減少傾向にあることから、平成 17 年度、平成 18 年度の減少率を 10%とし、平成 19 年度以降の減少率については毎年 2%とした。また、平成 18 年度、国勢調査人口数の減少による影響額を加味した。 公 債 費 平成 17 年度以降、交付税補てんされる起債の借入れを 2 億円と想定し交付税補てん額を算出した。 					
	引交付税 時財政対策債	・ 過去の推移から平成22年度までの減少率を5.4%とし、平成23年度以降は毎年2%の減少とした。・ 交付税財源であることから、普通交付税に含めて推計した。					
分担金・負担金		・ 現行制度が平成 18 年度に終了し、以後交付税に戻ることになる。 ・ 現状同額で推移するものとした。					
使用料・手数料		・ 現状に公共施設使用料 200 万円 (概算)を加えた推計とした。 ・ ゴミ処理手数料は 1,000 万円として推計した。					
国・道支出金		投資的経費に係る補助金については補助事業費の3分の1とした。投資的経費以外については、平成16年度、国庫補助金の廃止、縮減による 影響額を減額していることから、現状同額で推移するものとした。					
財産収入		・ 現状同額で推移するものとし、平成 25 年度から町有林主伐収入 1 億 2,500 万円を加えた。					
基金繰入金		・ 繰入は推計に含めないこととした。					
繰越金		・3,000万円で固定した。					
諸収入		・ 現状同額で推移するものとした。					
町 債		・ 投資的経費中、補助事業費の補助金残額及び単独事業費(町有林造材費を除く)の50%に対し、充当率90%を見込んだ。					

【歳 出】

費	用科目	推計方法					
人件費	職員給	・ 平成 18 年度までは職員適正化計画により 60 歳定年退職者を原則不補充とし、平成 19 年度以降は補充率を 30%で設定した。 (職員数の推移 H16 115人 H22 102人 H32 83人) ・ 各手当の見直し等による削減を図ることとした。					
	各種委員	・審議会、委員会の統合・廃止及び委員の必要最小限人数への見直しを図ることとした。・報酬の見直しを図ることとした。					
物件費		・ 工夫と節制により平成 22 年度までに 25%の節減を図ることとした。					
維持補修費		・ 公共施設の新増及び老朽化による維持補修費の増額が見込まれるが、施 設維持管理費の見直しを図ることとし、現状同額で推計した。					
扶助費		・ 平成 22 年度までに 10%の減額を図ることとした。(道の医療給付事業別 直しによる減額見込額 240 万円を含む。)					
補助費等		・ 平成 16 年度の特殊要因(消防自動車購入負担金、代替バス車両更新負担金)を除く 4 億 8,000 万円を基準に平成 22 年度までに 10%の減額を図ることとした。					
	既発行分(平成 15 年 終行分含む)	・ 平成 15 年度までは償還計画による。 (臨時財政対策債は公債費に含めない。)					
	P成 16 年度以降 終分分	・ 平成 16 年度以降の町債借入れに対する償還額 (借入金利 1.3%、12 年 元利均等返済、3 年据置) を加えて算出した。					
積立金		・ 積立は推計に含めないこととした。					
投資・出資	・貸付金	・現状同額で推移するものとした。					
繰出金		・ 平成 22 年度までに 20%の減額を図ることとした。(減額の要因として下水道事業の公債費が平成 16 年度をピークに減少することを加味した。)					
投資的経費	(建設事業費)	 ・ 歳入一般財源の25%で推計し、補助事業を70%、単独事業を30%とし ・ あらゆる特定財源の確保に努める。 ・ 幼児センター建設事業費(H17) 街路事業費(H17~H18)、畜産振興総対策事業費(H17~H18)を加えた。 ・ 平成25年度から町有林造材費9,000万円を加えた。 					

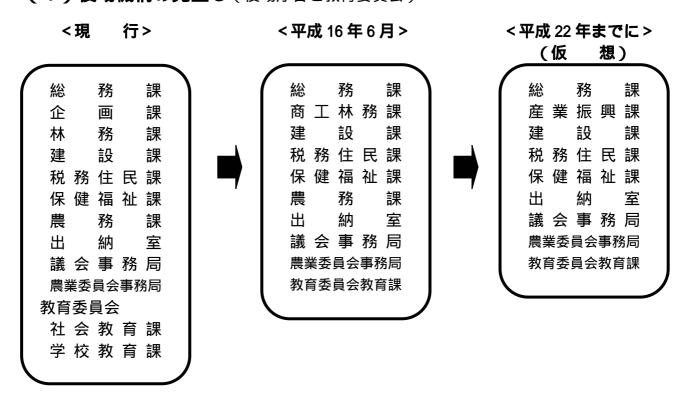
2 行財政改革の推進

厳しさを増す町財政の中にあっても多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な運営を図ります。

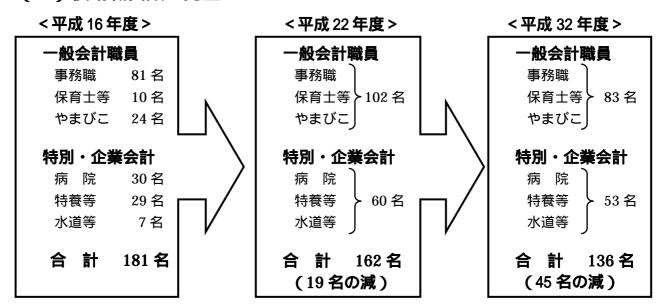
役場組織については、課を統合して大課制に移行し、機動的で弾力的な運営を行えるよう係制を廃止しグループ制を導入します。

また、近隣市町村と広域連携事務の拡大を検討するとともに、経費の節減に向け徹底した見直しを図ります。

(1) **役場機構の見直し**(役場庁舎と教育委員会)



(2)役場職員数の見直し

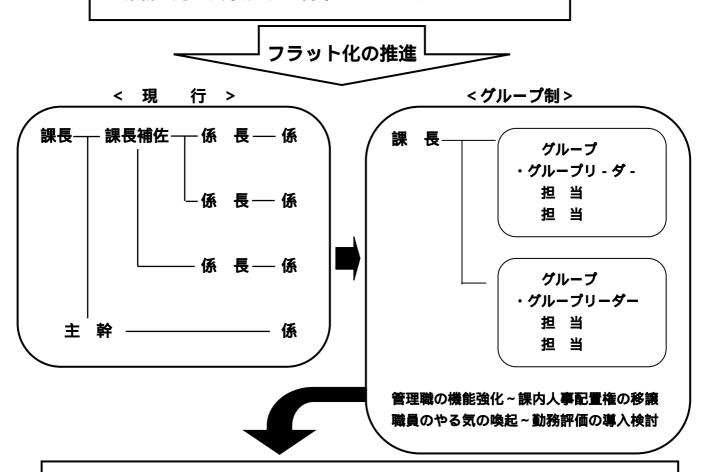


団体等活動支援のため職員の派遣を検討します。

(3)「係制」を廃止してグループ制の導入

現状と課題

- ・ 少人数の係や一人だけの係長などによる組織の硬直化
- ・ 縦割り行政により各部門の調整が難しい
- ・ 突発業務や繁閑の調整などに迅速な対応に支障があります
- ・ 業務の処理や判断が広い視野に立っていない



期待される効果

- ・ 業務量の増大や不均衡及び繁閑の調整が柔軟に対応可能
- ・ 新たな行政課題や特定課題に対して横断的な協力体制により機動的、弾力的な行政 運営が可能
- ・ 時差出勤により窓口開設時間の延長など、住民ニーズに柔軟な対応可能
- ・ 各種業務の一元化に対応可能

(4)職員の人件費

職員の人件費(職員数の減、各種手当の削減) 平成 16 年度 平成 22 年度 10 億 443 万円 🖒 8 億 7,639 万円 🖒 1 億 2,804 万円

(5)福祉、医療施設の管理運営

現 状

福祉施設

介護報酬などの引き下げや施設維持管理費の増加などにより、福祉サービスの提供施設・事業所の管理運営については、財政的に厳しい状況を迎えています。

特別養護老人ホームあけばの園

知的障害者更生施設山びこ学園

デイサービスセンター

在宅介護支援センター

生活支援ハウス



今後の経営のあり方

- ・ 町の行財政改革に基づき経費の縮減及び受益者負担の適正化について検討し、 公共公益事業の展開を基本としながら、民間移行についても検討していきま す。
- ・ 一般会計からの繰入金は公債費の3分の2程度となるよう経営努力をします。
- ・ 職員の退職に伴う補充については、指定施設基準に抵触しない範囲で、嘱託職員又は臨時職員で対応します。

現状

医療施設 - 町立病院

患者ニーズが多様化し、高度医療、専門性を求めて大型病院志向が高まり、年々 患者が減少傾向にあることから経営は厳しい状況にあります。

しかしながら町内で唯一の病床を有し、救急指定病院でもあり、町民の医療需要に応える責務があります。



今後の経営のあり方

- ・ 現行体制(入院 42 床)を維持し、健康相談事業などの拡大を図り経営の健全 化に努めます。
- ・ 院外処方、臨床検査の外注、事務職員数の見直しなどを検討し、経営の効率化を図ります。
- ・ 患者サービスの充実に努め、町民の身近な病院としてのイメージアップを図ります。
- ・ 施設については、必要最小限の修繕は行いながら改築について検討します。

(6)事務事業の見直し

ア. 公共施設の管理運営方法の見直し

社会教育施設、体育施設、その他さまざまな公共施設の管理運営方法の見直しを検討します。

幼稚園、保育所、木工芸センター、陶芸センター、恵林館、旧上名寄小学校、旧一の橋小学校、林業総合センター、バスターミナル合同センター、ハピネス、公区会館、スキー場、スポーツセンター、桜ヶ丘アリーナ、B&G プールなど

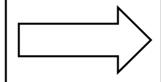
これらの施設についているいろな方策が考えられますが、検討委員会等を組織 し具体的な見直しを検討するとともに、地域の活力が失われることがないよう多 面的な検討をします。

イ. 広域連合・広域連携への取り組み

近隣市町村と広域連合などの制度を活用することにより行政の効率化について検討します。

現在の広域行政

炭化ごみ処理、し尿処理、 消防行政、介護認定審査会



今後の検討事務

介護保険、国民健康保険、 老人保健事業など 各種委員会の共同設置

今後は、可能な業務を検討するとともに、更に有効な広域連携のあり方について探求します。

また、現在国で検討されている連合自治体制度についても素早い対応をするため、職員によるプロジェクトチームを編成し先駆的な取組みを積極的に進めます。

ウ.事務改善と経費節減

経費の削減

- ・旅費の見直し
- ・ 電気、水道、燃料費等徹底した節減のための マニュアル作成
- ・ 公用車の小型化と台数削減、リース化の検討
- ・ 消耗品の一元管理
- ・ コピー枚数の節減
- ・ はがき利用による郵便料の節減
- ・ 廃棄される自転車を再利用し公用自転車の配置

サービスの充実

- ・ 総合窓口の充実
- ・ サービスの迅速化
- ・ 役場開庁時間の延長
- ・ ホームページの充実
- ・ 明るく入りやすい役場 1 階ロビーの改善 情報コーナーの設置

このほかにも積極的に取り組みます

エ.各種審議会・委員会等の見直し

各種審議会、委員会等の内容を精査し、統合・廃止及び委員数の見直しを検討していきます。また、報酬についても見直しを検討します。

オ.補助金の見直し

補助金については、大幅な見直しを行い、平成 16 年度において総額で 4,470 万円を削減しました。

内 訳

・団体運営補助金 1,500 万円

・交付金 360 万円

・事業費補助金 2,610 万円

平成17年度以降も継続して見直しを検討しますが、施策の重点化・効率化を 図り、メリハリのある支援措置を講じます。

(7)職員の意識改革

イベント・地域活動への積極的な参加!!

積極的なボランティア活動!!

学習機会の創出!!

相手の立場に立った行動!!

地域への愛着!!

用語説明

地域自律プランの「自律」とは

外部からの押し付けとは対極に位置し、自分たちの規律に従って判断し、 行動する理念と気概を持ち、自助努力を行うという意味。

「協働」とは

それぞれお互いの立場を認め合い、支援とか指導ではなく、対等の立場を 保ちながら共通する課題の解決や社会的目標の実現に向け協力し合う関係

「自治基本条例 (まちづくり条例)」とは

自治体の憲法と位置づけられる条例です。自治体の組織運営・活動に関し、 住民の尊厳・人権・権利(住民福祉)の内容と、その体制の基本的な事項を 定めた条例